

◆ 信じよう！活かせる自分の力を♡～私らしくいきいき（粋♡生き）と！！～

男女共同参画フォーラム「いきいき未来いが 2019」

【問い合わせ】 男女共同参画センター ☎ 22-9632 FAX 22-9666 ✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp

だれもがいきいきと生きられる社会の実現をめざし、男女共同参画フォーラム「いきいき未来いが 2019」を開催します。自分の力を信じ、いきいきと輝く未来に新しい一歩を踏み出す勇気になるフォーラムです。

【と き】 6月22日(出)

午前11時30分～午後3時45分

【ところ】

あやま文化センター

【内 容】

○いきいき交流広場

午前11時30分～午後1時30分

伊賀市男女共同参画ネットワーク会議の登録団体による作品等の販売・プチ体験など。伊賀白鳳高等学校、あけぼの学園高等学校も参加。

○オープニングイベント 午後1時30分～
あけぼの学園高校によるファッションショー

○講演会 午後2時～

演題：なりたい自分になる

～いきいきと輝く未来のために～

講師：103kgの恋愛カウンセラー

羽林 由鶴さん

DV、離婚、体型コンプレックスなど、自身の経験から、個性を自信に、幸せになる考え方を伝授します。

※手話、要約筆記あり

◆無料託児（1歳～未就学児）

先着10人。6月7日(金)までに男女共同参画センターへご連絡ください。



◆ インターネットを悪用した人権侵害をなくしましょう

インターネット上の人権侵害の現状

【問い合わせ】 人権政策課 ☎ 22-9683 FAX 22-9684 ✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp

インターネットは仕事やコミュニケーションにおいて欠かせないものになっています。しかし、便利な反面、多くの人権侵害につながる情報が掲載されています。

■市の取り組み

市ではインターネット上での差別につながる書き込みなどを許さないという立場で、名張市や三重県と協力して、インターネットモニタリング事業を実施し、差別につながる書き込みに対して運営者へ削除の依頼を行っています。

■2018年度に発見した差別につながる書き込みなどの状況

モニタリングの対象としているインターネット上のサイトで発見した伊賀地域（伊賀・名張）の差別につながる書き込みは156件で、その内訳は次のとおりです。

- 部落差別につながる書き込み：131件
 - 外国人差別につながる書き込み：10件
 - 障がい者差別につながる書き込み：8件
 - 個人情報（さくら）を晒す書き込み：7件
- インターネットは、いつでも、誰でも、個人の見解

のみで情報を発信することができます。また、発信者の匿名性の高さなどから、発信者は注目を集めたいために事実誤認の情報を発信したり、ストレスの解消を目的に、他人を傷つける内容を発信してしまうことがあると考えられます。とりわけ伊賀地域では被差別部落とされる地域や出身者を侮蔑・誹謗中傷する書き込みが多くみられ、深刻な状況になっています。

■私たちにできること

現実社会における差別事象は年々減ってきていますが、インターネット上での差別につながる書き込みは、増加傾向にあります。

このような現状の中でできたのが、2016年12月に施行された部落差別解消推進法です。この法律では情報化の進展に伴う部落差別の状況の変化を踏まえながら、差別は許されないものであると明記されています。

自分が書き込んだことによって、どれだけの人が傷つくのかを想像できる力を養うためにも、一人ひとりがインターネットの特性と影響力を理解し、日頃から人権意識を高めていく必要があるのではないのでしょうか。

お知らせ 6月1日は「景観の日」です

国では、良好な景観形成に関する国民の意識啓発のために6月1日を「景観の日」と定めています。市では、平成21年1月に伊賀市景観計画を策定し、運用を始めました。

また平成28年3月に景観計画の一部修正を行い、市民意識の向上に重点を置いた内容としました。

計画では一定規模以上の建築行為を行う場合は、色彩や形態などに制限があり、届出が必要となります。

なかでも、上野城下町地域の一部は重点区域に指定しており、より厳しい制限があります。重点区域で建築行為を行う場合は、事前にご相談ください。

【問い合わせ】 都市計画課
☎ 22-9731 FAX 22-9734

お知らせ 児童手当現況届の提出を忘れずに

児童手当を受給している人は「児童手当現況届」の提出が必要です。

現況届は、6月1日現在の状況を記入し、児童手当を引き続き受給する要件の有無を確認するためのものです。

提出がない場合、6月分以降の手当が受給できなくなりますので、6月上旬に市から届く現況届を期限までに必ず提出してください。

【提出期限】 7月1日(月)

【提出先・問い合わせ】

○こども未来課
☎ 22-9654 FAX 22-9646
○各支所住民福祉課

ご意見をお聞かせください

広報いが市・行政情報番組(ウィークリー伊賀市・文字放送)について、ご意見・ご要望をお聞かせください。

【問い合わせ】 広聴情報課
☎ 22-9636 FAX 22-9617
✉ kouchoujouhou@city.iga.lg.jp

伊賀の「いいね!」がいっぱい
★facebook

伊賀市 公式
フェイスブックページ

2次元コード ▶



お知らせ ケーブルテレビ維持管理費軽減制度

各家庭で負担しているケーブルテレビ線を維持管理する費用の一部、またはそれに相当する利用料金(「維持管理費等」、月額515円)を市が代わってケーブルテレビ会社へ支払う制度です。

【対象世帯】

※①～⑤は住民税の所得割が非課税の世帯であること

- ①身体障害者手帳1級または2級の交付を受けた人がいる世帯
- ②療育手帳Aの交付を受けた人がいる世帯
- ③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた人がいる世帯
- ④65歳以上の人のみの世帯
- ⑤伊賀市福祉医療費の助成に関する条例に規定する一人親家庭等の児童が同居する世帯
- ⑥生活保護世帯(世帯全員が生活保護を受給している世帯)

【持ち物】

- ①～⑥ 印鑑
- ①～③ それぞれの手帳のコピー
- ⑤児童の一人親家庭等福祉医療費受給資格証のコピー
- ⑥生活保護受給者証明書(全世帯員が記載されたもの)

※申請書は、広聴情報課・各支所住民福祉課にあります。

すでに軽減制度を受けている世帯の人は、制度を引き続き受けていただけか確認するため、現況届の提出が必要です。現況届は各家庭へ6月下旬に郵送します。提出がない場合は制度の利用ができなくなり、維持管理費等をご負担いただくことになります。

【申請先・問い合わせ】

○広聴情報課
☎ 22-9636 FAX 22-9617
○各支所住民福祉課



「ヘルプマーク」を知っていますか?

援助や配慮を必要とする人が伝えやすく、支援ができる人が気づきやすくなる「おもいやりの絆」をつなげるマークです。

【問い合わせ】 障がい福祉課

☎ 22-9657 FAX 22-9662
✉ shougai@city.iga.lg.jp

伊賀市の人口・世帯数
(平成31年4月30日現在)
人口 91,703人
(男) 44,996人
(女) 46,707人
世帯数 40,558世帯

三重とわか国体

開催まであと **847** 日

ボランティア募集中

【問い合わせ】

国体推進課
☎ 43-9100 FAX 43-9102



お知らせ 間伐で森林を守ろう

市内の森林の適正管理を推進し、森林が持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、交付決定から令和2年1月末までに一定の条件を満たす間伐を行う森林所有者などに、間伐本数に応じて補助金を交付します。

【補助金の額】 間伐本数に応じて補助金を交付します。(1本当たり)

○林齢がおおむね26～35年生
搬出間伐: 175円

切捨て間伐: 154円

○林齢がおおむね36～60年生
搬出間伐: 327円

切捨て間伐: 220円

※交付条件など、詳しくはお問い合わせください。

【提出方法】 農林振興課・各支所振興課(上野支所を除く)・伊賀森林組合にある申請書に必要事項を記入の上、下記まで提出してください。

【提出期限】 6月28日(金)

【提出先・問い合わせ】 農林振興課
☎ 22-9712 FAX 22-9715

今月の納税

●納期限 7月1日(月)

納期限内に納めましょう
市県民税(1期)

※納税は便利な口座振替で

【問い合わせ】

収税課 ☎ 22-9612